

【質問1】

介護報酬改定Q&A vol.2 問20よりカンファレンス記録は、支援経過等に記入で様式には特に規定が無いと捉えて良いか。

【回答】

そのとおり。

【質問2】

介護報酬改定Q&A vol.2 問21でいう「病院の医師や看護師等と共同で患者に情報提供した文書」とは、「看護サマリー」、「リハビリサマリー」と捉え、「利用者、家族に看護サマリー、リハビリサマリー等の情報提供を行い、ケアプラン作成に活用した」と支援経過上記載で良いか。

【回答】

診療報酬の算定方法退院時共同指導料2の注3では、「入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に加算される。」とされている。

したがって、質問でいう看護サマリー等が、保険医療機関の看護師等のみで作成されたものではなく、在宅担当の看護師等の専門職と共同で作成された文書であれば要件を満たすと捉えても良い。

【質問3】

退院退所加算の標準様式として「退院退所記録書」を作成しているこの書記は、ケアマネが保管し利用者、家族に交付、承認を得るものではない」と理解しているが、それで良いか。

【回答】

退院退所加算の標準様式の取扱いは、「介護支援専門員が病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、適切なケアプランの作成に資するために、利用者に関する必要な情報の提供を得るために示したものである。したがって、当該様式については、上記の趣旨を踏まえ、介護支援専門員が記入することを前提としているが、当該利用者の必要な情報を把握している病院等の職員が記入することを妨げるものではない。」と示されており、交付、承認について定めるものではない。

【質問4】

介護保険の「退院退所加算」におけるカンファレンスの定義は、医療保険の「退院時共同指導料」の要件を満たすものとあり、規定の3者が出席していても、病院側が加算を同時算定しない場合は「退院退所加算」も算定できないのか。

【回答】

介護保険の退院退所加算におけるカンファレンスの要件は、病院又は診療所については退院時共同指導料2の注3の要件を満たすものとされており、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に算定されるものとされており、病院側が加算を同時算定しない場合には「退院退所加算」が算定できないものを定義したものではない。

【質問5】

訪問介護事業所の閉鎖や介護職の人員不足から問い合わせでも断られる状況が続いています。
名護市としての人材確保対策を教えてください。

【回答】

介護人材不足については、当市だけの課題ではなく全国共通した喫緊の課題となっており、国・都道府県・各自治体が共同して取り組むことが必要であることから、沖縄県が取り組む平成31年度介護人材の確保・育成事業を元に第8次あけみお福祉プランの事業内容を進めていきたい。

<県の主要事業>

介護人材の確保

○介護に関する入門的研修事業（新規）

○介護助手採用モデル事業（拡充）

○島しょ地域介護人材確保対策事業（拡充）

労働環境の改善

○介護ロボット導入支援事業（新規）

○介護職員産休代替職員配置支援事業

<当市の事業>

介護人材の確保・育成の促進

○介護の日や各種イベント等を活用し、介護の仕事に関する情報や魅力などについて発信する。

○社会福祉協議会や関係機関等が実施する資格取得や技術向上に向けた研修会、就職相談会等の開催情報を提供するとともに、研修会等の開催を促進する。また、介護福祉士の有資格者で、現在、福祉・介護現場に就業していない市民等に研修情報が届くよう、広報などでの情報を発信する。

○未就業の介護福祉士等有資格者の活用を図るため、社会福祉協議会で運用する福祉人材バンク職業紹介事業等と連携しつつ、人材の確保を進める。

介護予防・生活支援サービスの推進

○掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行う名護市高齢者家事お助け隊事業（訪問型A）の利用を促進するとともに、サービスの支援者の更なる技術の向上を目指し、研修等を開催する。

○交通手段がなく地域の通いの場、介護予防事業等に参加できない高齢者の活動機会や活動の範囲を拡充するため、移動支援（訪問型D）の検討を行う。

○地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、協議体において、高齢者等の介護予防ニーズや地域の課題を把握し、社会資源の活用や多様な主体の参画を促しながら新たな生活支援サービス等を創出していく。